

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

意見陳述要旨

2025（令和7）年5月15日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告 松竹 伸幸

意見陳述の機会を与えて頂き、ありがとうございます。原告第6準備書面を中心にしつつ、新しく交代された裁判長にご理解が得られるよう、訴状以来の原告の見解を総括的に述べたいと思います。

第1 私は新しい党綱領と大会決定をふまえ志位氏とともに政策を豊かなものにしようとした

1つ。私の除名理由の1つは、党の綱領は日米安保条約廃棄と自衛隊違憲解消の立場に立っているのに、私の主張はそれに反しているということでした。

しかし共産党は、一昨年に刊行し、いま私が手にしている『日本共産党の百年』でも述べているように、2000年の党大会決定で有事の際の自衛隊活用を打ち出すとともに、自衛隊の解消には「安保廃棄前の段階」「安保条約が廃棄された段階」「自衛隊の段階的解消に向かう段階」という3段階を経るとする決定を行いました。『日本共産党の百年』には、「大会決議の内容は、2004年の綱領改定によって党綱領に明記されました」と書かれています。つまり、現時点が「安保廃棄前の段階」であることは、党大会の決定であるとともに党綱領の立場なのです。

とはいっても、私はその時点で、安保条約や自衛隊に関して独自の主張はしませんでした。けれども2015年以降、党首である志位和夫氏が、自衛隊活用論を復活させるとともに、有事の際の安保条約第5条の発動を明言し、共産党が入る政府は自衛隊を合憲とみなすとまで主張するようになります。

私は志位氏のその変化を見て、先ほど紹介した2000年の大会、2004年の綱領改定の際は党の政策委員会でこの問題の担当者であった自覚が芽生えました。現在は「安保廃棄前の段階」の第1段階であるにもかかわらず、党

の政策が第2段階、第3段階と同じでは説得力を欠くと考え、2023年1月に刊行した本のなかで、志位氏と同じく安保条約の維持を前提とした「核抑止抜き」の専守防衛」を基本政策とすべきだと述べたのです。

志位氏と私は、新しい党綱領を具体化しようとした仲間なのです。結社のトップに立つ志位氏と、ヒラ党员でしかない私が、ともに共産党という結社の一員として、綱領にもとづき結社をより豊かなものにしようとしたのであり、党员を地位で差別しない共産党らしいものだったと思います。

ところがこの裁判が開始されて以降、被告の答弁書、書面には、党が綱領や大会決定で3段階論をとっていることも、志位氏の安保条約発動論や自衛隊合憲論も一言も出てきません。私の主張が綱領や決定に違反するなら、なぜ志位氏の主張が同じように違反を問われないのかという問いには、口を閉ざしたままです。この裁判の被告の党首は、長らく、安保発動や自衛隊合憲を最初に打ち出した志位氏だったのです。あまりに不誠実ではないでしょうか。

第2 分派の定義を示さずに分派を理由に除名するのは公序良俗に反する

2つ。私は党の規約にも反したとされました。その最大のものは、私が自分の本を出版したのと同時期、編集者として別の方の本を刊行したことが、党規約が禁止している「分派」に当たるとされたことです。

共産党の100年を超える歴史のなかでは分派を理由に除名された人が多数存在します。しかし同時期に本を刊行したことが分派とされた例は1つもありません。しかも、その方の本は党の綱領と規約には間違いがあると批判する本ですが、私は綱領・規約を支持する立場を明確にしており、本のなかに綱領・規約を批判する記述は一言一句もありません。

戦後の共産党を築いた功労者である宮本顕治氏は、みずから分派を疑われた際、分派とは党綱領とは異なる政治綱領で秘密裏に結束を図るものであるとの定義を示して反論しました。私はそれ以外の定義を見たことはありません。そこでその事実を示し、分派の定義を示すように被告に求めているのに、本日に至るまで何も示さず、被告が勝手に解釈できると主張しています。

これでは、党员のどんな行為が分派として除名されるのかは、行為の前には誰にも分からず、行為のあとになって党中央が判断できることになります。これは公序良俗に反する規約の運用がされていることに他なりません。

なお、被告の準備書面は、党規約で党首は中央委員会が選出すると規定していることをもって、党首公選という私の主張は規約違反だと述べています。しかし、最終的には規約の定め通り中央委員会が選出するにしても、その過程で党员の投票を取り入れることは可能です。しかも、党規約は民主集中制の原則の1つとして、「すべての指導機関は、選挙によってつくられる」としているの

ですから、党員が党首の選出に関わることは可能なだけでなく意義のあることです。ましてや、党員が党首の選出に関わることを禁止する決定などしていないのですから、これを主張した党員を除名するなどもってのほかと言わなければなりません。

第3 被告書面では「支部委員会の同意のもと」で処分したとする除名決定の前提が崩れている

3つ。一昨年 of 京都の党による除名手続にも、昨年の党大会での再審査にも重大な瑕疵があると考えます。

まず京都の党の除名手続の問題ですが、党員の除名は規約上、原則として党員が所属する党支部が行うことになっているのに、私の除名は党地区委員会が行いました。この点について、除名処分決定通知書では、「支部委員会の同意のもと」で処分したと述べています。その後、党中央書記局は、『支部委員会の同意』とは、処分を地区委員会がおこなうことについてのべたもの』だと説明しました。

ところが被告の第2準備書面になると、「支部委員会の同意」を得た内容から「処分」という言葉が消えています。「調査と対応」について同意を得たとされているのです。なぜこうなるかと言うと、私の所属する支部委員会が、調査は地区委員会が行うことに同意するが、処分は規約通りに支部が行うべきだと主張してきたからです。

被告は、新しい事態に対応するため、準備書面で規約上は支部委員会の同意など不要だと述べています。地区委員会が直接に処分できるのは、支部が崩壊して同意を得ようにも得られない場合なので、同意が必要だと規約に書くわけがありません。

この問題で大事なことは、私の除名処分は、地区委員会が処分手続を行うことに支部が同意したことが前提になって決定されたことです。今回の準備書面により、私の除名決定の前提が崩れているわけですから、被告は除名が間違いだったと認めるべきではないでしょうか。少なくとも除名決定通知書の記述は変更されなければなりません。

なお、共産党の規約は、処分にあって対象となる党員に関わる2つの手続が必要であると規定しています。まずは調査の段階であり、54条が「本人の訴えをききとる」ことを定めています。その次が決定の段階であり、55条では「党員に十分意見表明の機会をあたえる」ことを決めています。

私は訴えを聞き取ることはされました。しかし、決定に際して意見表明の機会とは与えられていません。被告準備書面は、処分を決定する日付は何回も伝えたのに、私から意見表明するとの申し出がなかったと主張します。けれども、

いま引用した規約のように、これは党組織が「党員にあたえる」ものです。実際、これまでの除名処分では、この裁判で引用される袴田里見氏の場合も、私と同時期に除名された方の場合も、それ以外のすべての除名者も、党から本人に対して「意見表明の機会をあたえる」との通告がありました。

なぜ他の党員とは異なり私にだけは1回も「意見表明の機会をあたえる」と言わなかったのか。合理的な説明をしてほしいと思います。

第4 大会での再審査手続のやり方の根拠に関する説明もくるくる変わっている

最後です。党大会での再審査の問題です。

被告準備書面は、私が除名決定に際して意見表明の機会を求めなかったのは、私が裁判に訴える覚悟だったからだと述べています。しかし私は除名の当日の記者会見で、裁判ではなく再審査を求めると表明しており、被告の主張は根底から間違っています。

さらに私は、党中央に提出した再審査請求書のなかで、再審査が適正に行われるならば、他の手段には訴えないと明確に述べました。裁判に訴えないことも視野にあったのです。

ところが、再審査を行い、私の訴えを却下する決定を行ったのは、大会構成員である約650名の代議員ではありませんでした。党の中心的指導部だけで構成されるわずか21名の大会幹部団でした。これで大会での再審査と呼べるのでしょうか。

このようなやり方をした理由について、被告の主張は迷走しています。党大会の場では前例を踏襲したと説明しました。しかし大会後、ある党員が党中央に質問書を出した結果、大会で除名の再審査が行われたのは、1958年の第7回大会と1970年の第11回大会だけだと明らかになりました。半世紀以上前なのです。しかもその後、1982年の党大会で、除名の再審査は地方組織には任せず党大会と中央委員会だけが行うとする規約改正を行ったのであり、その規約の下での再審査は私が初めてだったのです。

そこで被告は、この裁判の準備書面では、前例踏襲説を退けています。「再審査が申し立てられた都度、再審査を受けた機関が具体的な手続きを定めるという運用を行ってきた」として、党機関がその都度に決めるのだと説明を変更したのです。これは、大会での再審査却下決定は、間違った認識と説明を前提にして強行されたことを意味します。

被告は、幹部団による再審査却下決定を大会に報告し承認を求めたが、異議を唱える代議員はいかなかったと主張します。けれども、党大会では2日目に代議員から私の除名に対する異論が出され、その異論は最終日4日目の結語でも

幹部団から厳しく批判されるなど、代議員の異論は最後まで変わりませんでした。それなのに代議員に承認を求める際、賛否を問うことなくただ承認することだけが求められたのです。

党規約は「除名は、党の最高の処分であり、もっとも慎重におこなわなくてはならない」としています。そういう性格を有する除名処分について、こんなデタラメなやり方は許されません。そのことを主張して陳述を終わります。